

平成16年分—所得税・住民税申告相談

2月14日から始まります

申告相談日程

今年の所得税・住民税の申告相談を左表のとおり実施いたします。対象地区の日程に合わせてお出かけくださるようお願いいたします。

受付時間は、午前九時から午後四時までです。

また、受付時間の延長日（午後六時まで受付いたします。左表参照）を設定してありますので、どうぞご利用ください。

都合により指定日に申告できない方のために二月二十七日（日）休日受付を行います。受付時間

所得税 住民税 所得申告相談日程

☆申告受付時間は、延長日・休日受付日を除き午前9時～午後4時です。

月	日	曜日	対象地区	会場
2月	14	月	塩庭二区・上羽出庭・和名田	申告相談は、 役場第1会議室 (役場庁舎となり 車庫2階)で行 っています。
	15	火	本町・雁股田	
	16	水	地区指定日に都合で申告できない方	
	17	木	反町・大八	
	18	金	浮金	
	21	月	浮金・横町	
	22	火	平館・飯豊上	
	23	水	地区指定日に都合で申告できない方	
	24	木	荒町・飯豊中	
	25	金	皮籠石・飯豊下	
3月	27	日	休日受付(午前9時から午後3時)対象地区指定日に都合で申告できない方	休日受付 午後3時まで
	28	月	仲町・小戸神	※階段の上り下りが不自由な方は、 直接税務課へおこ しください。
	1	火	中通・小野山神	
	2	水	地区指定日に都合で申告できない方	
	3	木	吉野辺	
	4	金	谷津作	
	7	月	小野赤沼・菖蒲谷	
	8	火	湯沢・塩庭一区	
	9	水	夏井	
	10	木	南田原井	
	11	金	都合により上記日程で 申告できなかった方	
	14	月		
	15	火		

延長日
午後6時まで

休日受付
午後3時まで

申告しなければならぬ人

は午前九時から午後三時までです。是非ご利用ください。

平成十七年一月一日現在小野町に住んでいる人で

平成十六年中に給与所得以外の所得（農業、営業、不動産譲渡、年金等）がある人
給与所得者で、年末調整が済んでいない人
医療費控除、住宅借入金等特別控除等を受ける人

申告しなくてもよい人

平成十六年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が町に提出され、年末調整が済んでいる人

申告に必要なもの

税務署において確定申告を済ませた人

印鑑
会計帳簿・領収書及び各種支払証明書（国民年金、農業者年金、生命保険、火災保険、医療費、農業資材など）

心身の障害がわかるもの（身体障害者手帳など）
肉用牛売却による免税証明書の給与、賃金や受給年金額のわかるもの（源泉徴収票など）

確定申告をする所得税が還付される場合

災害などにあつたとき
地震、火災、風水害などの災

お願い

毎年、領収書、証明書（伝票がないために、せっかくなので申告におこしいただいても、申告できない場合があります。忘れずに持参してください。）

家庭の生計等の内容がわかる方がおこしく
ください。
申告相談期間の終盤になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ指定日または、期間の前半に申告におこしく
ください。

農家の皆さんへ （青色申告 以外の方）

申告には、平成十六年分農業経営状況調査票（集落農政推進協議会長さんから配布されたもの）をご記入の上、お持ちいただくと、申告相談時間が短縮できます。必ずご持参ください。

郡山税務署の確定申告会場は、安積町「ビッグパレットふくしま」です。

期 間 2月1日(火)~3月15日(火)
受付時間 午前9時~12時 午後1時~4時
問い合わせ 郡山税務署 ☎024-932-2041(代)